

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和4年2月22日(火)			
会議時間	開会	午後4時07分	閉会	午後5時21分
場 所	全員協議会室			
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎	
	委 員 齋 藤 禎 弘		委 員 岩 渕 典 仁	
	委 員 岡 田 もとみ		委 員 小 山 雄 幸	
	委 員 千 田 恭 平		委 員 千 田 良 一	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	主任主事 伊藤悠子			
紹介議員	千葉信吉議員、千葉栄生議員、永澤由利議員			
出席説明員	なし			
本日の会議に付した事件	<p>請願審査</p> <p>請願第1号 居住地区(団地)における治水に関する請願</p> <p>請願第2号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中 止を求める請願</p> <p>請願第3号 水田活用の直接支払交付金制度に関しての意 見書提出を求める請願</p>			
議事の経過	別紙のとおり			

産業建設常任委員会記録

令和4年2月22日

(開会 午後4時07分)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。
全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。
録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。
本日の案件は、御案内のとおりです。
まず最初に、請願第1号、居住地区(団地)における治水に関する請願を議題とします。
本請願の審査に当たり、紹介議員に請願の趣旨説明をいただき、審査を行いたいと思います。
お諮りいたします。
紹介議員の出席を求めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議がありませんので、さよう決しました。
直ちに議長を通して紹介議員の出席を求めることといたします。
暫時、休憩します。

(休憩 16:08~16:08)

委員長 : 紹介議員の千葉信吉議員、早速、請願の趣旨説明をお願いします。

紹介議員 : お疲れさまでございます。
議会終了後、大変お疲れのところだと思いますけれども、きょうは請願の審議をしていただくことに感謝を申し上げたいと思います。
資料等々をお配りしているところでございますが、一関市滝沢字鶴ヶ沢というところがあるのですが、少し団地化されているところがございます。
請願者の さんという方から相談を受けまして、今回、居住地区(団地)における治水に関する請願ということで御審議をお願いしたいと思います。
趣旨でございますが、一関市滝沢字鶴ヶ沢地内、ちょうど新しいバイパスの入口付近というか、国道284号から少し入ったといいますか、そのあたりの住宅団地内の私道なのですが、公衆用道路ですが、そこに傾斜があつて、雨が降った時とかの

雨水の関係で被害が発生するというので、そういうところも含めて、雨水が個人宅地内に集中的に流入し、極めて不快な生活環境になっているという状況にあります。

その中で2つお願いしたいというのが、雨水の個人宅地内への流入防止措置と、今言った、処置に不可解な住宅団地、私道なのですが、私道の公衆用道路なのですが、その一体的整備に対して、一関市当局によってここが整備されることをお願いしたいと、いわゆる安心快適な生活環境が実現するよという請願でございます。

添付資料、結構厚い資料でございますので、お目通しを願いたいと思いますが、このところは非舗装で砂利になっています。

そして勾配がありまして、勾配になっているために、わだちや溝ができています。

それで、常態的に発生しているということです。

雨が降ると、道路上の雨水が結局、勾配がありますので、上から下に流れて、山のほうから小高いところから流れてくる雨水で、水路となって流れてきて、昔のつくりなので、側溝がない関係で道路が川状態になっているところで、家のほうに流れてきたり、個人敷地に入ってきたりという状況にあるところでございます。

このために、住宅団地地内の私道ですが、公衆用道路の雨水の処理が、今、問題になって、処理が困難な状況になっているということでございます。

道路整備と一体とすれば、側溝をつくる中で整備が可能なのかと。

そういうことで、そのような整備をしていただきたい、それが必要であるということでお話しをされております。

このところは、昭和40年代初期の高度成長期における住宅取得を待望する市民が、昭和40年代は宅地造成は行政指導が追いつかなかったのです。

今は宅地整備がされて、造成整備されて、そこに家が建つのですけれども、この昭和40年代というのは、土地があったらそこに建てていくという状況で、民間、個人が、需要に応じて造成したという、そういった宅地になっている関係で、道路がそこに付随してでき上がったということです。

宅地内私道が問題だと、そういうことが認識されているようなのです。

この時期以降には、先ほど言ったとおり、各種制度の構築とか整備が図られて、宅地造成とか道路とか、そういった側溝とかができた中で、宅地ができ上がって、きれいな家ができ上がっているという状況だったのですが、本件はそういう状況ではないと。

結局、この地域に居住する住民の皆さんにとっては、運が悪いと、ここに住んでしまったという、そういう状況にある、諦めている状況なのですが、なかなか、そうはいつでも、だんだん家が建つようになってきて、こういう状況の中で、放置すれば、まだ空き地もあるのですが、高齢者とか身体障がい者の在宅介護や健康保全、生活維持などを阻害したり、若者の地域離れとか、意外と町のほうに隣接しているので、そういった部分で影響が出てくるということも心配されるということで、今

回、この私道整備も含めて、以前にも行政のほうには相談していたそうですが、なかなか進まずに、議員に相談してみてもどうかということもお話しをされたということで、今回、私が紹介議員となりまして、この問題の審議をしていただく中で、少しでも改善されればいいのかなということで紹介議員になりまして、この請願をお願いしたいということで、きょう、皆様に御審議をお願いしたいと思います。

なかなか、言葉づら、言葉や図面ではわからない部分が多いので、できますことならば、いろいろなお話しを聞く中で、そしてまた現地のほうに赴いて調査をしていただきたいということを一言つけ加えて、よろしくをお願いしたいと思います。

一関地域には、結構 40 年経ったところ、いろいろなところで同じようなところがあるということで、みんな悩んでいるのだろうということも申し添えられております。

そういったことで、問題提起の 1 つになればということも申されておりますので、その旨を加味していただき御審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

委員長 : ありがとうございます。

ただいま紹介議員から、請願の概要について説明があったところでございますが、紹介議員に対して、質疑を行います。

小山委員。

小山委員 : 令和 3 年 8 月から市役所のほうに相談して、資料に回答がありますが、なかなか希望どおりにいかないという状況です。

それで、この請願を見れば大変だということがわかりますので、現場を見て、そして、その時に対応していただいた市役所の方々と両者の意見を聞きながら、私たちも現場を見ながら判断したらどうかというように思います。

委員長 : 佐藤委員。

佐藤委員 : 紹介議員にお尋ねしますが、住宅団地ですよね。

これは民間で開発した住宅団地なのですか。

委員長 : 紹介議員。

紹介議員 : 民間というか個人、どういう表現をすればいいか、今、広く民間というと整地されるのだけれども、これは業者の土地が整地してそこに家ができた、昭和 40 年代の話なのでちょっとわからないのだけれども、そういう感じで、造成して家を建てるのではなくて、業者の方が来て、そこに土地ができるから、そこにどうですかというように、個人的に家を建てるというような建て方みたいです。

その近くのきれいなほうは行って見るとわかるのだけれども、設置されているほうは、業者さんで、それ以降だと思うのです。

この方々は個別でという感じです。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：この、個人住宅の中に雨水が流れ込んでくるということなのですが、この個人住宅というのは1軒なのですか。

それとも何軒が含まれるのですか。

佐藤委員：紹介議員。

紹介議員：別表5を見ていただきたいのですが、もちろん、写真があるのですが、これぐらい家が、薄暗くねずみ色っぽくなっている色が家になります。

ちょっと見にくいのですけれども、十数軒行き渡っています。

そういう状況でございます。

別表5の写真で、傘をさした方の写真があります。

ここから左のほうが行きどまりになっています。

この行きどまりが、小高い丘になっています。

信号に向かって傾斜があるので、自然と雨が降ると、水が流れてくると。

そういう状況で、両脇に住宅がありまして、下のほうの住宅の方が、新築された住宅の方に水がいっぱいたまるという状況です。

現地を見ていただければと思います。

よろしくをお願いします。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：今の関連で、一番最後に請願署名名簿があるわけでありましてけれども、これを見ると、かなりの方が請願に署名されているわけでありましてけれども、大なり小なり、この方々の御自宅に、生活環境に何らかの影響が出ているということでしょうか。

委員長：紹介議員。

紹介議員：私が見たところでは、全部ではないと思います。

先ほど言いました、ここの信号から少しおりたところが全部舗装なのです。

信号からずっとおりて、下が舗装になっているので、こちら側は整地されています。

こちらの方も署名されています。

請願者の不便を聞いて賛同しますということで署名しています。

結局、ここ全体です。

こうむっている方々が、必ずではないので、20軒ぐらいあるのかな、この方々がこうむっていて、あとは、この行政区の区長さん、区長さんが筆頭に署名して、地域の皆さんから署名をいただいて賛同を得たということでございます。

委員長：そのほかにごありますか。

(「なし」の声あり)

委員長：以上で、紹介議員に対する質疑を終了します。

請願第1号の審査は、後ほど行うこととします。

それでは、紹介議員の千葉信吉議員、ありがとうございました。

暫時、休憩します。

(休憩 16:23~16:25)

委員長：再開します。

次に、請願第2号「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める請願を議題とします。

本請願の審査にあたり、紹介議員に請願の趣旨を説明いただき、審査を行いたいと思います。

委員長：お諮りいたします。

紹介議員の出席を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、さよう決しました。

直ちに議長を通して紹介議員の出席を求めることといたします。

休憩します。

(休憩 16:25~16:25)

委員長：再開します。

紹介議員の千葉栄生議員、早速、請願の趣旨説明をお願いします。

紹介議員：皆さんお疲れさまでございます。

紹介議員ということで、趣旨説明をさせていただきます。

政府は、深刻な米価下落対策に十分な対策をとらないまま、2021年11月19日、新たに26万トンの主食米生産数量を削減する計画を発表しました。

同時に、2022年度から「水田活用の直接支払交付金」を見直すことを発表いたしました。

その内容は、水路や畦畔を外した水田、麦、大豆、飼料用作物、ソバ等への転作は、今後5年間に1度も水張りが行われない水田については2026年度以降交付対象としない、多年生作物（牧草）に対する支援は従来全ての飼料作物について10アール当たり3万5000円交付するとしていましたが、2022年度からは当年産において、播種を行わず収穫を行うものは10アール当たり1万円とするというものです。

これが実施されれば、永年生作物や牧草地利用など、転作に協力してきた農家への打撃ははかり知れません。

減反を拡大する一方で、これまで政府に長年にわたって協力してきた農家を交付金の対象から排除することは到底、受け入れられません。

以上のことから、下記の事項について請願されたものです。

請願事項ですが、次の事項を実現するため、政府及び関係機関に意見書を提出されたいということです。

請願事項は、水田活用の直接支払交付金の見直しは行わないことであります。

私からの説明は以上です。

委員長：ありがとうございます。

それでは、紹介議員に対する質疑を行います。

岩渕委員。

岩渕委員：御存じかと思いますが、我々常任委員会もこの水田活用の直接支払交付金に関しては、当局やJAいわて平泉を交えて調査研究を行っていて、今は途中でありますが、今回の請願内容に関しても調査をしていたわけでありまして。

今回の請願の内容を見ていくところで、賛同できる部分と、ちょっと確認したいと思ったところがあったのでお尋ねいたします。

まずは、請願趣旨とその請願事項の意見書の提出の内容があまりにも極端すぎるというか、内容としてどういうことが課題だということは、趣旨に賛同できるのですが、例えば、補助金の部分であったりとか、多年生牧草の部分は課題だと出ているのですが、かといって全てのこの意見書の中の水田活用の直接支払交付金の見直しは行わないことというようなことを言ってしまうと、今回の見直しの中で拡充されている部分もあって、あとは平場のところはまだこちらのほうで調査をしていませんけれども、そちらのほうでは、この水田活用の部分は特に問題視していない部分もあったりするわけですので、趣旨としての問題点を意見書に上げるという

ところについての整合性が合っていないところをどのようにお考えなのでしょうか。

委員長：紹介議員。

紹介議員：ありがとうございます。

私たちが考えていることは、結局はまだ調査、理解も進んでいない、自分たちも把握できていないという話もありました。

その現状の中で、始めるということ自体が問題だということなのです。

ですから、今、見直しは行わないということをお求めということです。

委員長：そのほかにご覧いませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようですので、以上で、紹介議員に対する質疑を終了します。

請願第2号の審査は、後ほど行うこととします。

休憩いたします。

(休憩 16:32～16:34)

委員長：それでは再開します。

次に、請願第3号、水田活用の直接支払交付金制度に関する意見書提出を求める請願を議題とします。

本請願の審査にあたり、紹介議員に請願の趣旨説明をいただき、審査を行いたいと思います。

お諮りいたします。

紹介議員の出席を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、さよう決しました。

直ちに議長を通して、紹介議員の出席を求めることにいたします。

休憩します。

(休憩 16:35～16:35)

委員長：紹介議員の永澤議員、早速、請願の趣旨説明をお願いします。

紹介議員：それでは請願の朗読は省略して、趣旨説明を行いたいと思います。

令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しが示されました。

特に交付対象水田の扱いについては、農事法人などにおいて農地の集積や集約に取り組みながら、産地づくりに取り組んできた中で、今回、交付対象から除外される農地が出ることにより、農地の維持が困難となり耕作放棄地の増加につながるなどの懸念の声が上がっています。

また、多年生作物に対する戦略作物助成の単価の見直しについては、令和4年度からの運用は余りにも急であり、現場に混乱を生じさせています。

さらには、地域で取り組む、中長期的な営農計画や、さきに述べたように大きな影響を受けることが予想されます。

一般の急激な見直しは、これまで地域の農業を守ってきた生産者のやりがいや努力に対しては評価されずに、先が見えない気持ちにさせられております。

新規の担い手事業や育成事業に関しても大きな影響を及ぼすことが懸念され、農業の将来像について希望や光が見出せない状況になると思われます。

主な見直しの内容は、今後5年間で1度も水張りが行われない農地は2027年度以降交付対象としない。

多年生牧草については、種まきから収穫まで行う年は現行どおり10アール当たり3万5000円、しかし、収穫のみを行う年は、10アール当たり1万円に減額となります。

飼料用米などの複数年契約は2022年産から加算措置の対象外。

2020年、2021年産の契約分は、10アール当たり6000円加算に半減となるということになります。

影響を受ける事案といたしまして、飼料用米以外での転作を促す農林水産省の姿勢に苦慮する声が出ています。

中山間地域では、乾田にならないため、麦類も大豆も栽培が困難かつ高齢化のため、新たな品目をつくるのは難しいことと想定いたします。

飼料用米は、依然として転作の柱というように考えております。

急激な方針転換は難しいこととっております。

また、水田に戻した場合でも、畑地からの転換になるときに、肥料過多で水稻の倒伏が起こることが予想されている。

そして、今後5年間に1度も水稻を作付しない水田を除外する方針については、完全に畑地化すれば、土地評価額が下落し、農業協同組合からの借り入れで担保割れする恐れもあり、逆に、食用米作付の継続を促しかねないのではとの疑問が生じております。

転作割合の高い地域では、交付金がなくなれば経営が続けられなくなります。

土地改良区への支払いもできなくなり、これでは農家も農業団体も立ち行かなくなると予想されます。

さきにも申し述べたように、飼料用米は転作の柱であり、急激な方針転換は困難な状況にこの地域はあると考えております。

現在飼料が高騰し、輸入牧草が入ってこない中、牧草の補助金単価を引き下げるのは理解できないという声も聞こえてまいります。

さらに千厩地域の2つの農事法人から提出されました請願書ではありますが、ことしの1月7日、千厩地区集落営農組織が藤原代議士とこのことについて農政懇談会を行っております。

また、請願者の1人であり、おくたま農産とかがねファーム代表理事も、木戸口代議士と岩淵誠岩手県議会議員と懇談を行って、要望活動をしているところでございます。

千厩地域では農家が約1200戸、そのうち、農事組合加入の農家がおおよそ920戸という現況であります。

組織が確立されているとあって、千厩地域ではいいのではないかとこのところ、改正見直しには、大変危機感をもっております。

この水田活用の直接支払交付金制度に関する意見書提出を求める請願については、御採択いただきますようお願い申し上げます。

私からの趣旨説明は以上といたします。

委員長：ありがとうございました。

それでは紹介議員に対する質疑を行います。

岩淵委員。

岩淵委員：趣旨はよくわかりました。

ここにも書いてありますが、その上でどうしてほしいのか、意見書をどのようにしてほしいのかを紹介議員からも御紹介いただければと思います。

委員長：紹介議員。

紹介議員：この請願書に、水田活用の直接支払交付金制度に関する意見書案として添付しておりますが、請願事項として1番、2番、3番ということで書いてございます。

戦略作物助成について現行の水準を維持すること、将来に向けての農業、農村振興計画を同時に提示をしていただく、そしてさらには交付対象水田に令和4年から令和8年までに水張りを求める事項があるが、これを再考することの請願でありますので、意見書を国に提出していただきたいというように考えております。

委員長：そのほかにもございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ないようですので、以上で紹介議員に対する質疑を終了します。
請願第3号の審査は、後ほど行うこととします。
休憩します。

(休憩 : 16:44~16:44)

委員長 : それでは再開します。
請願第1号、居住地区団地における治水に関する請願について、意見交換を行います。
千田恭平委員。

千田(恭)委員 : やはり百聞は一見にしかずということなので、現地に行く必要はあるか
と思います。

それから別紙2についていますが、令和3年12月15日付で、市の建設部次長、
道路管理課長からの文書がありますので、対応された方だと思いますから、これに
ついてでもできれば現地でこの部分はこうだよということの説明も当局の見解を
聞くというの必要かと思います。

一番この担当課長が中身を把握しているかと思いますので、それをいつの時点で
か、できれば早目のほうが良いと思いますので、それが必要なかと思います。

委員長 : そのほかにございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ただいま千田恭平委員から、この件についてはやはり現地を見て、また当局のほ
うからの説明も必要ではないかという御意見ですが、そのような方向で進めること
に御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。
休憩します。

(休憩 16:47~17:20)

委員長 : 再開いたします。
次の委員会につきましては、請願第1号の審査を行うということで、3月9日、

予算審査委員会分科会終了後に、現地視察を兼ねて、当局から経過等の説明を頂戴するという進め方でいきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、議長を通して建設部長の出席を求めることにいたします。
また、請願第2号、請願第3号の参考人招致の件は次の委員会で日程調整をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、そのように取り計らいます。
請願第1号、第2号、第3号の本日の審査は以上とします。
以上で、本日の委員会を終了いたします。

(終了 午後5時21分)